

アトム国際外語学院 日本語教育課程等実施規則(学則)

令和6年4月1日策定

第1章 総則

(機関の目的)

第1条 本校は、我が国で就労することを目指す外国人等に対し、社会人基礎力と就労に適した上級学校に進学するために必要な日本語教育を行うことを目的とする。

(学校の名称)

第2条 本校は、アトム国際外語学院と称する。

(組織)

第3条 本校には、日本語教育部を置く。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本校の主たる事務所は、福岡県福岡市東区社領 3-19-23 に置く。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

(実施期間)

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

(授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日

三 年末年始休業日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 校長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第 7 条本校には、各部に以下の表の各部の項の第二欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和 3 年 10 月 12 日文化審議 会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数、授業科目及び授業 時数はそれぞれ第三欄から第七欄までに掲げるとおりとする。

部	日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容人数	授業科目	授業時数
日本語教育部	就職のための進学課程 2 年コース	2 年	B2	60 人	総合日本語	800 時間
					作文	160 時間
					漢字・語彙	160 時間
					会話・発表	160 時間
					聴解	160 時間
					チュートリアル	160 時間
	就職のための進学課程 1 年 6 か月コース	1 年 6 か月	B2	20 人	総合日本語	600 時間
					作文	120 時間
					漢字・語彙	120 時間
					会話・発表	120 時間
					聴解	120 時間
					チュートリアル	120 時間

(教育の提供方法)

第 8 条 本校は、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語 教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表の第五欄に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第9条クラスは、同時期に同一のコースを受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 学習の評価,課程修了の認定

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、授業科目ごとに定めた試験の結果を総合的にまとめ評価する。

2 前項の試験は、筆記、集団討論若しくは口頭試問、又はこれらの組み合わせにより行う。

(修了の規定)

第11条 日本語教育課程のコースを受講した者には、学習の評価において一定の成績を修めることを条件に、修了証明書を授与する。

2 修了は各授業科目が80%以上で全科目の成績評価がC以上とする。

第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第12条本機関に、次の教員及び職員を置く。

一 校長

二 副校長

三 主任教員

四 日本語教員 7名以上

五 生活支援担当者 5名以上

六 事務統括責任者

七 事務職員(事務統括責任者を除く。) 4名以上

2 主任教員は本務等教員とする。

(校長及び副校長)

第 13 条 校長は、本学校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて本機関の業務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

(主任教員)

第 14 条 日本語教育の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第 15 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第 6 章 在籍等

(在籍)

第 16 条 本校に入学できる者は別に定める募集要項の入学資格に合格した者に限り、在籍できる者は、我が国で日本語を学習し将来的に就労することを目指す外国人等で、別に定める受講基準を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第 17 条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程又はコースごとに校長が定める。

(退学)

第 18 条 日本語教育課程を修了せず、途中で退学しようとする者は、その理由を記入して届け出、校長の許可を得なければならない。

(途中修了)

第 19 条 日本語教育課程のコースの就業期間に途中で受講の修了を希望する者は、事由を記して届け出なければならない。途中修了は各科目のレベルごとに修了の規定を満たしてなければならない。

(休学)

第 20 条 業務の都合、病気又はやむを得ない事由により、引き続き 1 月以上受講することが困難となったときは、その事由を説明する書面を添え、校長に休学を願い出ることができる。

(転学)

第 21 条 火災などのやむを得ない事由により、本校で受講の継続が困難になった場合は転学することができる。その場合、転学先は校長が判断し許可する。

(卒業の規定)

第 22 条 日本語教育課程のコースに定めた就業期間を終了し、修了の規定を満たした者には卒業証書を授与する。

第 7 章 学費等

(学費等)

第 23 条 日本語教育課程を受講する者は、以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

課程名	入学検定料	入学金		授業料	施設費	教材費	課外活動費等
就職のための進学 課程 2 年コース	20,000	50,000	1 年目	660,000	50000	30,000	39000
			2 年目	660,000	50000	30,000	20000
			計	1,320,000	100000	60,000	59000
就職のための進学 課程 1 年 6 か月 コース	20,000	50,000	1 年目	660,000	50000	30,000	39000
			2 年目	330,000	25000	15,000	20000
			計	990,000	75000	45,000	59000

(納付金の返金)

第 24 条 日本語教育課程のコースを中途修了もしくは退学する者は、申出により、納付された金額より以下を返金する。

- 一 学費を納めた後、何らかの事情で入国できなかった場合、納めた金額から選考料と入学金を除く金額をすべて返金する。
- 二 入学後、中途修了や退学になった場合は、納付金のうち授業料のみを月割りにし、授業を受けてない月の分を返金する。
- 三 入学後、除籍処分になった場合は一切返金しない。

第8章 賞罰

(賞罰)

第25条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第26条 基本料又は受講料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者について、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。